

2021年3月10日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿二丁目4番3号
株式会社ソリトンシステムズ
代表取締役社長 鎌 田 信 夫

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第43回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、株主の皆様の新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施させていただいた上で、開催させていただきます。また今回は、本株主総会の模様をインターネットでライブ配信することにより、ご来場いただけない皆様にも、リアルタイムで視聴いただける様にいたします。

インターネット・ライブ配信の視聴方法につきましては、3ページをご参照ください。その場合、当日の採決に参加しての議決権行使を行うことはできませんので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面またはインターネットにより事前の議決権行使を行使していただきますよう、お願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

パソコン、スマートフォン等から当社指定の議決権行使ウェブサイト
(<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2021年3月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してください。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2021年3月25日（木曜日）午前10時30分 |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区新宿二丁目4番3号
株式会社ソリトンシステムズ 本社 7階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第43期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第43期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件 |

決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.soliton.co.jp>) に掲載しております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査等委員会が監査をした事業報告に含まれております。また、上記②及び③は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査等委員会が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願いします。
 - ・議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.soliton.co.jp>) に掲載させていただきます。また株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応を変更する場合がございますが、その場合にも同ウェブサイトに掲載いたしますので、発信情報をご確認いただくよう、併せてお願い申し上げます。

株主総会当日のライブ配信につきまして

当日の様子は、インターネットのライブ配信を通じて、ご覧いただくことができます。

■視聴URL取得ページ

<https://soliton-seminar.com/kabunushi/>

ブラウザは、「Google Chrome」または「Safari」の最新バージョンをご利用ください。

①株主番号 と ②郵便番号 を入力の上、表示される視聴URLからアクセスしてください。

スマートフォンを利用して右の「QRコード」を読み取り、アクセスすることも可能です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



配信開始は、2021年3月25日（木） 10：30を予定しております。

※ご注意事項

1. ライブ配信をご視聴の株主様は、株主総会に「出席」したものとは取り扱われません。また、当日の採決に参加しての議決権行使を行うこともできませんので、事前に書面又はインターネットによる議決権行使をお願いいたします。
2. 通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声が乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害が発生する可能性がありますので、あらかじめご了承ください承をお願い申し上げます。
3. ご使用の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございますので、あらかじめご了承ください承をお願い申し上げます。
4. 当社ウェブサイトやライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。
5. ライブ配信においては、コメントを送信することができます。ただし、株主総会にご出席の株主様からのご質問に優先的に回答することを予定しており、コメントを頂戴しても、これを紹介できない場合もございます。また、上記のとおりライブ配信をご視聴の株主様は株主総会に出席したものとは取り扱われませんので、コメントの送信は、株主総会における正式な質問とは取り扱われず、また、コメントの送信によって動議を提出することも出来ません。以上、あらかじめご了承ください承をお願い申し上げます。
6. ご視聴方法等に関するお問い合わせ

電話番号：03-5360-3850

【受付時間：平日9：00～17：30】

(提供書面)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度について、昨年2月下旬に突如、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、経済活動が抑制され、世界経済は急速に減速しました。この年度は、業種により業績が大きく異なる結果となりました。市場が蒸発して経営が厳しさを増す業種がある一方、追い風となったビジネスもあり、社会は未曾有の混乱を体験しています。当社が属するIT業界は、コロナの影響はあまり受けない業種と言われていますが、IT投資は顧客の業種により激変しました。

多くの企業が、感染症対策を行いながら事業展開を進めるNEW NORMALとも言うべき働き方をIT技術で実施、その結果、テレワーク、Web会議、情報共有ツール等の導入が一举に進みました。当社は数年前から「離れていても、仕事はできる」と言う広告と共にテレワークとそのための認証システムをITセキュリティ事業の主力製品として開発しており、多くのニーズに答える結果となりました。一方、航空会社向けの手荷物運搬車、Towing Tractorの遠隔操作等のプロジェクトは延期となりました。

この年度のもう一つの大きなイベントは、日本中の小中学校にPCを配布し、ネットワークを導入する「GIGAスクール構想」です。新型コロナウイルス感染症の拡大による休校措置をうけて早急に整備する必要が出てきたため、当初2023年度(2024年3月)までの予定が2020年度(2021年3月まで)の実現に前倒しされました。このプロジェクトは、システムの導入後にも数年にわたりIT業界と社会に多大なインパクトをもたらすものになると予想されます。

このような環境下、当社グループの業績について、売上高は16,457百万円(前期比5.8%増)、営業利益は1,866百万円(前期比72.7%増)、経常利益は1,945百万円(前期比85.1%増)となりました。なお、Soliton Systems Development Center Europe A/S(所在地:デンマーク。以下、SDE社)等の解散と清算を2020年8月に決議したことにより、ソフトウェア除却損189

百万円、関係会社整理損58百万円および関係会社整理損失引当金繰入額19百万円を計上し、また、投資有価証券評価損146百万円を計上しましたが、SDE社への貸倒引当金に対し、繰延税金資産が計上されたこと等により法人税等調整額△575百万円が生じ、親会社株主に帰属する当期純利益は1,483百万円（前期比124.6%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。なお、当連結会計年度より「エコ・デバイス事業」について、「Eco 新規事業開発」に名称を変更いたしました。

[ITセキュリティ事業]

売上高は15,442百万円（前期比6.4%増）、セグメント利益は2,774百万円（前期比40.8%増）となりました。

自社製品/サービスを中心に販売を行い、セグメント売上高と利益は増収増益になりました。「Soliton SecureDesktop」（以下、「SSD」）などセキュアなテレワークを実現する製品/サービスの売上が前期比で3倍超になりました。民間部門に加え公共部門でもサービスでの需要が拡大し、SSDをはじめとするテレワーク関連のサービスは当社の主力クラウドサービスに変貌いたしました。また、前述の「GIGAスクール構想」では、校内ネットワーク、Wi-Fi無線接続を実現、管理を行う「NetAttest EPS」や「NetAttest D3」は標準品となっており大きな占有率を確保しています。また、この年度販売開始した有害サイトへのアクセスを防止する「Soliton DNS Guard」も全国の多くの地域で採用、導入されました。

[映像コミュニケーション事業]

売上高は919百万円（前期比0.6%増）、セグメント利益は50百万円（前期比1897.4%増）となりました。

東京オリンピック・パラリンピックが延期となりましたが、国内のパブリックセイフティ分野（防災、治安、危機管理）での販売を拡大し、セグメント売上高と利益は増収増益になりました。また、50ミリ秒以下の超短遅延映像伝送を実現する新製品「Smart-telecaster Zao-SH」の販売を開始しました。世界で続々と5Gの通信サービスがスタートされる中、モビリティ分野、医療分野、重機/農機の遠隔操作等への試験導入が進んでいます。

[Eco 新規事業開発]

売上高は95百万円（前期比25.3%減）、セグメント損失は244百万円（前期はセグメント損失204百万円）となりました。

当事業グループは、当社内の他事業部の新規商品の基礎技術の開発を主に担っており、AIの応用および特殊アナログ素子の開発に取り組んでいます。なお、人感センサーの開発/販売や他社からの開発委託による収入を売上として計上しております。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の総額は1,089百万円で、その主なものは、名古屋土地取得、OA機器・業務用ソフトウェアの購入、販売用ソフトウェアの取得、自社利用ソフトウェアの取得等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 40 期 (2017年12月期)	第 41 期 (2018年12月期)	第 42 期 (2019年12月期)	第 43 期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売 上 高(百万円)	16,467	15,266	15,552	16,457
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	929	329	660	1,483
1株当たり当期純利益(円)	47.74	17.00	34.83	78.27
総 資 産(百万円)	13,936	13,106	14,051	16,014
純 資 産(百万円)	6,258	6,013	6,543	7,032
1株当たり純資産額(円)	320.64	316.25	344.21	377.64

(注) 2017年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
索 利 通 網 絡 系 統 (上 海) 有 限 公 司	2,000千米ドル (222百万円)	100.0%	・ 通信情報機器・ソフトウェア・ 映像伝送システム等の販売 ・ ソフトウェアの受託開発
Soliton Systems Development Center E u r o p e A / S	17,979千DKK (353百万円)	100.0%	・ クラウドサービスのセキュア・ プラットフォームの開発

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社を含めて、計8社であり、持分法適用
関連会社は1社であります。

2. Soliton Systems Development Center Europe A/Sは、2020年8月27日開催の取締役会
で解散を決議し、清算手続き中であります。

(4) 対処すべき課題

1. 新しい時代のニーズを見極め、大きい市場に向けた製品とサービスを開発
すること。
2. IRを含め、情報発信を一段と強化すること。

(5) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

当社グループは、当社（株式会社ソリトンシステムズ）、その他の関係会社1社、連結子会社8社、非連結子会社1社及び関連会社1社（うち持分法適用1社）により構成されております。

当社グループのセグメント別の営業種目及び当社と関係会社の位置付けは次のとおりです。

セグメントの名称	主な営業種目	会社名
I Tセキュリティ	・情報漏洩対策、ログオン認証、アクセス制御、サイバーセキュリティ対策などの製品/サービスの開発・販売 ・IoTのためのセキュリティ対策と脆弱性検出 ・上記各サービスのクラウドサービスと企業向けネットワークインテグレーション	当社 索利通網絡系統（上海）有限公司 Soliton Systems Singapore Pte.LTD. Soliton Systems, Inc. Soliton Systems Development Center Europe A/S Giritech A/S (株)Sound-FinTech (株)On My Ways Militus Inc.
映像コミュニケーション	・モバイル回線による高品質のリアルタイム画像伝送システム「Smart-telecaster」の開発・販売	当社 Soliton Systems Europe N.V.
Eco 新規事業開発	・アナログ・デジタル混合半導体デバイスの開発・販売 ・映像伝送システム等の開発・販売	当社 Y Explorations, Inc.

- (注) 1. その他の関係会社の㈹Zen-Noboksは、当社株式の44.2%を所有している資産管理会社であります。当社の事業との取引関係がないため、表から除外しております。
2. 当連結会計年度において、Soliton Systems Singapore Pte. LTD. は休眠会社となりました。
3. 当連結会計年度において、(株)On My Waysを設立し子会社にいたしました。
4. Soliton Systems Development Center Europe A/S及びGiritech A/Sは、2020年8月27日開催の取締役会で解散を決議し、清算手続き中であります。

(6) 主要な事業所（2020年12月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区	名古屋営業所	名古屋市中区
J R新宿ミライナ タワーオフィス	東京都新宿区	福岡営業所	福岡市博多区
開 発 分 室	東京都新宿区	東北営業所	仙台市青葉区
物 流 倉 庫	東京都江戸川区	長野開発分室	長野県長野市
大 阪 営 業 所	大阪市北区	山形総合開発センター	山形県山形市
札 幌 営 業 所	札幌市中央区	名古屋開発センター	名古屋市中村区

② 子会社

名 称	所 在 地
索利通網絡系統（上海）有限公司	中華人民共和国 上海
Soliton Systems Development Center Europe A / S	デンマーク コペンハーゲン

(7) 使用人の状況（2020年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
I T セ キ ュ リ テ ィ	516 (154) 名	3名減 (8) 名増
映像コミュニケーション	32 (6) 名	1名減 (2) 名増
E c o 新規事業開発	12 (2) 名	14名減 (2) 名減
本 社 ・ 共 通	82 (31) 名	16名増 (9) 名増
合 計	642 (193) 名	2名減 (17) 名増

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
588 (193) 名	7名増 (18名増)	41.1歳	10.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	214百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 78,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 19,738,888株 |
| ③ 株主数 | 7,692名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 Z e n - N o b o k s	82,124百株	44.2%
ソリトンシステムズ従業員持株会	7,136百株	3.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	6,609百株	3.6%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,800百株	2.6%
鎌 田 信 夫	3,850百株	2.1%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	2,311百株	1.2%
三 菱 U F J モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー 証 券 株 式 会 社	2,102百株	1.1%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (F E - A C)	1,838百株	1.0%
三 好 修	1,837百株	1.0%
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,600百株	0.9%

(注) 1. 当社は、自己株式を1,159,663株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鎌 田 信 夫	有限会社Zen-Noboks取締役 索利通ネットワークシステム（上海）有限公司 董事長 Soliton Systems Development Center Europe A/S 取締役
取 締 役	遊 佐 洋	
取 締 役	橋 本 和 也	I Tセキュリティ事業部長
取 締 役	見 立 宏	
取 締 役	土 屋 徹	
取 締 役	長 谷 部 泰 幸	
取 締 役	鎌 田 理	日本オラクル株式会社 オラクルデジタルソリューション第一部 シニアディレクター
取締役（監査等委員）	加 藤 光 治	北川工業株式会社 社外取締役
取締役（監査等委員）	中 村 修	慶應義塾大学環境情報学部 教授 株式会社ナノオプト・メディア 社外取締役 株式会社インターネット総合研究所 社外取締役 Internet Research Institute LTD. 取締役
取締役（監査等委員）	高 徳 信 男	高德公認会計士事務所 所長

- （注） 1. 取締役（監査等委員）加藤光治氏、中村修氏及び高德信男氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）高德信男氏は、公認会計士の資格を有するものであります。
3. 当社は、取締役加藤光治氏、取締役中村修氏及び取締役高德信男氏について、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしておりますので、独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施、内部監査を行う内部監査室が監査等委員会と連携して監査活動を行っているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を支払限度額300百万円の範囲内において填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、すべての被保険者について保険料を全額当社が負担しております。

④ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
人見昌利	2020年3月24日	任 期 満 了	取締役 管理部長 索利通ネットワークシステム（上海）有限公司 董事 Soliton Systems Development Center Europe A/S 取締役
加藤光治	2020年3月24日	任 期 満 了	取締役 北川工業株式会社 社外取締役
中村 修	2020年3月24日	任 期 満 了	取締役 慶應義塾大学環境情報学部 教授 株式会社ナノオプト・メディア 社外取締役 株式会社インターネット総合研究所 社外取締役 Internet Research Institute LTD. 取締役
近藤洋子	2020年3月24日	任 期 満 了	常勤監査役
佐藤英明	2020年3月24日	任 期 満 了	監査役 株式会社イセトール 顧問
佐藤泰雄	2020年3月24日	任 期 満 了	監査役

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

役 員 区 分	員 数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			基本報酬	賞 与
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (2)	69 (1)	59 (1)	10 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3)	9 (9)	9 (9)	- (-)
監 査 役 （うち社外監査役）	3名 (2)	3 (1)	3 (1)	- (-)
合 計 （うち社外役員）	10名 (7)	82 (12)	72 (12)	10 (-)

- (注) 1. 上表には、2020年3月24日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）を含めております。なお、当社は、2020年3月24日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の支給人員は、無報酬の使用人兼務取締役6名を除いております。
4. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2007年6月21日開催の第29回定時株主総会において、ストックオプションによる報酬額を含め年額500百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年3月24日開催の第42回定時株主総会において、年額500百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年3月24日開催の第42回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、2007年6月21日開催の第29回定時株主総会において、ストックオプションによる報酬額を含め年額100百万円以内と決議いただいております。
7. 上表の報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額100百万円が含まれております。
- ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。
- ハ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役加藤光治氏は、北川工業株式会社の社外取締役であります。北川工業株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役中村修氏は、慶應義塾大学環境情報学部教授、株式会社ナノオプト・メディア社外取締役、株式会社インターネット総合研究所社外取締役、及びInternet Research Institute LTD. 取締役であります。これらの会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役高德信男氏は、高德公認会計士事務所所長であります。高德公認会計士事務所と当社との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役（監査等委員） 加 藤 光 治	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会18回の全てに出席いたしました。会社役員を経験され、企業の経営戦略に精通しており、その豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 中 村 修	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会18回の全てに出席いたしました。大学教授として当業界に精通しており、その豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 高 徳 信 男	当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に、また、監査等委員会18回のうち17回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。

（注） 1．書面決議による取締役会の回数は除いております。

2．取締役（監査等委員）の高徳信男氏は、2020年3月24日開催の第42回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。

なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検証したうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

⑤ 当社の重要な子会社である索利通ネットワークシステム(上海)有限公司及びSoliton Systems Development Center Europe A/Sは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法及び金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス体制の基礎として、経営理念、行動規範を定め、当社のみならずグループの社員等にこれを周知徹底すべくホームページに公表するとともに、取締役及び執行役員は法令及び倫理規範の順守を率先垂範する。
- ・コンプライアンスやリスクマネジメント体制の整備を含むCSR活動を推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、社外取締役制度を採用し、意思決定のプロセスを含む経営全般の透明性を高める。
- ・内部監査部門として内部監査室を設置し、当社全部門及びグループの業務プロセス及び業務全般の適正性等について内部監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書については文書管理及び保存に関する規程に基づき、書面または電磁的媒体等その記録媒体に応じて適切に保存・管理し必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ リスク管理体制の整備の状況

事業構成や事業運営に関わる事業リスク、為替変動やカントリーリスクなど外部要因に基づくリスク、新技術開発・知的財産など技術競争力に関するリスク等は取締役会、経営会議において管理し、必要な都度対策する。また製品の品質・欠陥や環境・災害・安全に関するリスク、情報セキュリティや反社会的勢力への対応、独占禁止法・輸出管理法・下請法などコンプライアンスに関するリスクなどについてはコンプライアンス委員会及び内部監査室において重要リスクの洗い出しを行い、対策を講じる。万一不測の事態が発生した場合は、迅速に社長のもとに対策委員会を設置し損害を最小限に止め事業継続体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の重要事項は毎月の取締役会で討議・決定し、必要に応じ臨時取締役会を開催し、討議・決定する。また、業務執行最高責任者である代表取締役社長に対して適切な助言を行うことを目的に、執行役員及び各部門の責任者から構成される経営会議を毎月1回開催し、業務執行事項についての方向性や方針の確認を行う。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制
イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

- ・当社が定める関係会社管理規程及び当社と子会社との間で個別に締結される管理契約等において、子会社の経營業績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ・定期的または必要に応じて、当社及び子会社の取締役が出席する役員会を開催し、子会社において重要な事項が発生した場合には、子会社に対し当社へ報告することを義務付ける。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・グループ全体のリスク管理について定めるコンプライアンス規程においてリスクごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ・グループのコンプライアンス委員会において、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対策を審議する。
- ・不測の事態や危機の発生時にグループの事業継続を図るための計画を策定し、当社及び子会社の役員及び社員等に周知徹底する。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
- ・グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、これに準拠した体制を構築する。

ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス規程を作成し、当社グループの全ての役員及び社員等に周知徹底する。

- ・グループにおいては、各子会社に、規模や業態に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する。
 - ・グループの役員及び社員等に対し、年1回、法令順守に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
 - ・内部監査室は、内部監査規程、関係会社管理規程に基づき内部監査を実施する。
 - ・グループの役員及び社員等が直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを当社内に整備する。
- ⑥ 監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員の職務を補助すべきスタッフは、監査等委員の指揮命令に従わなければならない。
- ⑦ 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社に報告するための体制
- ・グループの役員及び社員等は、当社取締役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ・グループの役員及び社員等は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、これを発見次第、ただちに当社に報告する。
 - ・内部監査室長等監査等委員会事務局は、定期的に監査等委員である当社取締役に対する報告会を実施し、グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
 - ・グループの内部通報制度の担当部署は、グループの役員及び社員等からの内部通報状況について、定期的に当社に報告する。
- ⑧ コンプライアンス違反に関する事項を報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・グループの監査役への報告を行った当社グループの役員及び社員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び社員等に周知する。

⑨ 反社会勢力排除に向けた基本的な考え方・整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力や団体に対し、社会常識と正義感を持ち、毅然とした対応で臨み、一切の関係を持たないことを基本的な方針としております。反社会勢力に対する統括部門を定め、必要に応じて警察や顧問弁護士、その他外部の専門機関と連携し、反社会勢力と対応する体制をとる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運営状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点については、是正措置を行い、以下の通り、より適切な内部統制システムの運用に努める。

① コンプライアンス

当社は、当社及び子会社において、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております。社員に対してコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスに関する意識・行動、コンプライアンス違反リスクの予防体制、内部通報制度の運用などの周知徹底を図る。また、社内にコンプライアンス・ホットラインを設置し、その通報先は、外部弁護士事務所及び社内窓口の責任者である管理部長に設定しております。コンプライアンスの報告、内部通報報告、利益相反に関する報告は、取締役会で行なわれております。

② リスク管理体制

当社は、当社及び子会社が被る損失または不利益を最小限とするためにコンプライアンス委員会及び内部監査室において重要リスクの洗い出しを行い対策を講じることとしております。万一不測の事態が生じた場合には、迅速に社長のもとに対策委員会を設置し、損害を最小限に止める事業継続体制を整えることとしております。

③ 監査等委員の監査体制

当社の監査等委員は、月2回以上、監査等委員会を定時ないし臨時に開催して情報交換を行うとともに、適宜グループの役員及び社員に対し業務執行にかかる事項について報告を求め、また、稟議等を閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益分配につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針に、株主配当の充実を図りたいと考えております。

当事業年度の期末配当については、2021年2月8日開催の取締役会において、1株につき7.00円と決議させていただきました。なお、配当金の支払開始日は、2021年3月26日といたしております。

内部留保資金につきましては、より強固な経営基盤作りを目指すとともに、新製品と新サービス創出のための開発投資及びグローバル展開のための原資に充てる予定です。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,444	流 動 負 債	8,722
現 金 及 び 預 金	7,305	支払手形及び買掛金	871
受取手形及び売掛金	2,516	短 期 借 入 金	189
電 子 記 録 債 権	856	リ ー ス 債 務	29
リ ー ス 投 資 資 産	79	未 払 金	717
商 品 及 び 製 品	539	未 払 法 人 税 等	540
仕 掛 品	58	前 受 収 益	5,011
原材料及び貯蔵品	111	賞 与 引 当 金	709
前 払 費 用	965	役 員 賞 与 引 当 金	10
そ の 他	78	関係会社整理損失引当金	20
貸 倒 引 当 金	△65	そ の 他	619
固 定 資 産	3,570	固 定 負 債	259
有 形 固 定 資 産	1,260	長 期 借 入 金	25
建 物 及 び 構 築 物	429	リ ー ス 債 務	49
車 両 運 搬 具	5	長 期 未 払 金	150
工 具 器 具 備 品	201	そ の 他	34
土 地	595	負 債 合 計	8,982
建 設 仮 勘 定	28	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	646	株 主 資 本	6,916
ソ フ ト ウ ェ ア	353	資 本 金	1,326
ソフトウエア仮勘定	278	資 本 剰 余 金	1,401
そ の 他	14	利 益 剰 余 金	5,418
投資その他の資産	1,662	自 己 株 式	△1,230
投 資 有 価 証 券	121	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計	99
差 入 保 証 金	514	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11
繰 延 税 金 資 産	876	為 替 換 算 調 整 勘 定	88
そ の 他	155	非 支 配 株 主 持 分	15
貸 倒 引 当 金	△4	純 資 産 合 計	7,032
資 産 合 計	16,014	負 債 ・ 純 資 産 合 計	16,014

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	16,457
売上原価	8,911
売上総利益	7,545
販売費及び一般管理費	5,678
営業利益	1,866
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	12
為替差益	62
受取補償金	13
助成金収入	2
その他の	1
営業外費用	
支払利息	1
固定資産除却損	0
支払手数料	8
訴訟和解金	1
貸倒引当金繰入額	1
その他の	0
経常利益	14
特別利益	1,945
退職給付制度終了益	2
特別損失	
減損損失	3
投資有価証券評価損	146
ソフトウェア除却損	189
関係会社整理損	58
関係会社整理損失引当金繰入額	19
税金等調整前当期純利益	418
法人税、住民税及び事業税	1,530
法人税等調整額	623
当期純利益	△575
非支配株主に帰属する当期純損失	1,482
親会社株主に帰属する当期純利益	△1
	1,483

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から)
(2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年1月1日残高	1,326	1,401	4,128	△514	6,341
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△189		△189
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,483		1,483
自 己 株 式 の 取 得				△715	△715
連 結 範 囲 の 変 動			△2		△2
株 主 資 本 以 外 の 項目の連結会計年度中の変動額 (純 額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	1,290	△715	575
2020年12月31日残高	1,326	1,401	5,418	△1,230	6,916

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 額	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2020年1月1日残高	13	185	△14	184	18	6,543
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△189
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,483
自 己 株 式 の 取 得						△715
連 結 範 囲 の 変 動						△2
株 主 資 本 以 外 の 項目の連結会計年度中の変動額 (純 額)	△2	△97	14	△84	△2	△86
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△2	△97	14	△84	△2	488
2020年12月31日残高	11	88	-	99	15	7,032

貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,125	流 動 負 債	8,164
現 金 及 び 預 金	7,095	買 掛 金	814
受 取 手 形	2	短 期 借 入 金	100
電 子 記 録 債 権	856	リ ー ス 債 務	29
売 掛 金	2,436	未 払 金	713
リ ー ス 投 資 資 産	79	未 払 費 用	270
商 品 及 び 製 品	529	未 払 法 人 税 等	539
仕 掛 品	57	前 受 金	61
原材料及び貯蔵品	111	前 受 収 益	4,864
前 渡 金	6	賞 与 引 当 金	699
前 払 費 用	891	役 員 賞 与 引 当 金	10
関係会社短期貸付金	645	そ の 他	61
そ の 他	55	固 定 負 債	225
貸 倒 引 当 金	△641	長 期 借 入 金	25
固 定 資 産	3,264	リ ー ス 債 務	49
有 形 固 定 資 産	1,145	長 期 未 払 金	150
建 物	374	負 債 合 計	8,390
構 築 物	17	純 資 産 の 部	
車 両 運 搬 具	4	株 主 資 本	6,988
工具、器具及び備品	196	資 本 金	1,326
土 地	550	資 本 剰 余 金	1,401
建 設 仮 勘 定	0	資 本 準 備 金	1,247
無 形 固 定 資 産	644	そ の 他 資 本 剰 余 金	153
ソ フ ト ウ ェ ア	351	利 益 剰 余 金	5,491
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	278	利 益 準 備 金	95
電 話 加 入 権	14	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,395
投 資 そ の 他 の 資 産	1,475	繰 越 利 益 剰 余 金	5,395
投 資 有 価 証 券	121	自 己 株 式	△1,230
関 係 会 社 株 式	6	評 価 ・ 換 算 差 額 等	11
出 資 金	147	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11
破 産 更 生 債 権 等	1,216	純 資 産 合 計	6,999
長 期 前 払 費 用	1	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,389
差 入 保 証 金	507		
繰 延 税 金 資 産	900		
貸 倒 引 当 金	△1,426		
資 産 合 計	15,389		

損 益 計 算 書

(2020年1月1日から)
(2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		15,863
売 上 原 価		8,595
売 上 総 利 益		7,268
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,236
営 業 利 益		2,031
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16	
受 取 配 当 金	12	
為 替 差 益	40	
受 取 補 償 金	13	
そ の 他	1	84
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
固 定 資 産 除 却 損	0	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	336	
支 払 手 数 料	8	
そ の 他	1	348
経 常 利 益		1,767
特 別 利 益		
退 職 給 付 制 度 終 了 益	2	2
特 別 損 失		
減 損 損 失	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	146	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	5	
ソ フ ト ウ ェ ア 除 却 損	200	353
税 引 前 当 期 純 利 益		1,417
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	595	
法 人 税 等 調 整 額	△578	16
当 期 純 利 益		1,401

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から)
(2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計合	利益準備金	その他の利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計合		
2020年1月1日残高	1,326	1,247	153	1,401	95	4,183	4,279	△514	6,492
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△189	△189		△189
当期純利益						1,401	1,401		1,401
自己株式の取得								△715	△715
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	1,211	1,211	△715	495
2020年12月31日残高	1,326	1,247	153	1,401	95	5,395	5,491	△1,230	6,988

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 評 価	有 価 差 額	証 券 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2020年1月1日残高			13	13	6,506
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△189
当期純利益					1,401
自己株式の取得					△715
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			△2	△2	△2
事業年度中の 変動額合計			△2	△2	493
2020年12月31日残高			11	11	6,999

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月16日

株式会社 ソリトンシステムズ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鳥羽正浩 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石井広幸 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソリトンシステムズの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソリトンシステムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月16日

株式会社 ソリトンシステムズ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鳥羽正浩 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石井広幸 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソリトンシステムズの2020年1月1日から2020年12月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月17日

株式会社ソリトンシステムズ 監査等委員会

監査等委員 加藤 光 治 ㊞

監査等委員 中 村 修 ㊞

監査等委員 高 徳 信 男 ㊞

(注) 監査等委員 加藤光治、中村修及び高德信男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	かま た のぶ お夫 鎌 田 信 夫	1972年4月 東京工業大学応用物理、電磁物性研究室研究員 1973年9月 インテルジャパン株式会社(現インテル株式会社) 入社 1979年3月 当社設立 代表取締役社長 (現在に至る) 1982年12月 九州工業大学 非常勤講師 (重要な兼職の状況) 有限会社 Zen-Noboks 取締役 索利通網絡系統(上海)有限公司 董事長 Soliton Systems Development Center Europe A/S 取締役	385,000株
2	はし もと かず や也 橋 本 和 也	1985年4月 三菱電機セミコンダクタソフトウェア株式会社入社 1989年4月 三菱電機株式会社 1993年8月 当社入社 2010年10月 I Tセキュリティ開発本部長 2011年5月 I TセキュリティBU長 2011年6月 執行役員 I TセキュリティBU長 2015年4月 執行役員 I Tセキュリティ事業部長 2017年6月 取締役 I Tセキュリティ事業部長 (現在に至る)	100株

候補者番号	氏名	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	み たて ひろし 見 立 宏	1970年3月 日本開発銀行 (現株式会社日本政策投資銀行) 入行 1995年3月 同行高松支店長 (現四国支店長) 1997年6月 同行国際部長 1998年3月 東部ガス株式会社 取締役 2003年6月 同社常務取締役 2013年8月 当社入社 2017年1月 執行役員社長室長 2019年1月 執行役員 I Tセキュリティ営業部長 2019年3月 取締役 (現在に至る)	10,000株
4	かま た おさむ 鎌 田 理	1994年4月 日本オラクル株式会社入社 2008年12月 同社 オラクルダイレクト テクニカルサービス部 シニアディレクター 2018年6月 同社 オラクルデジタルソリューション第一部 シニアディレクター 2019年3月 当社非常勤取締役 2021年3月 当社入社 取締役 (現在に至る)	70,000株

- (注) 1. 鎌田理氏は、当社代表取締役社長鎌田信夫氏の二親等以内の親族であります。
2. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 鎌田信夫氏を取締役候補者とした理由は、当社の創立より代表取締役社長として強力なリーダーシップにより経営戦略を推進し、今後も当社の継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。橋本和也氏を取締役候補者とした理由は、I Tセキュリティに関する専門技術に精通した豊富な経験・実績・見識を有するとともに事業部門を統括し、取締役就任後も経営理念に基づく経営戦略を推進するなど取締役としての職務を果たしております。今後も当社の事業経営を推進し、継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。見立宏氏を取締役候補者とした理由は、金融関係の豊富な経験を積み、経営に関する豊富な知見を有することから、当社の事業経営を推進し、継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。鎌田理氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり I T 事業に従事し豊富な経験・実績・見識を有することから、当社の事業経営についての提言を期待しているためです。今後も当社の事業経営を推進し、継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。
4. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険 (D & O 保険) 契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を支払限度額300百万円の範囲内において填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、すべての被保険者について保険料を全額当社が負担しております。

以上

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

候補者生年月日

鎌田 信夫 1940 年 11 月 13 日

橋本 和也 1965 年 2 月 11 日

見立 宏 1947 年 9 月 7 日

鎌田 理 1970 年 5 月 30 日

以上

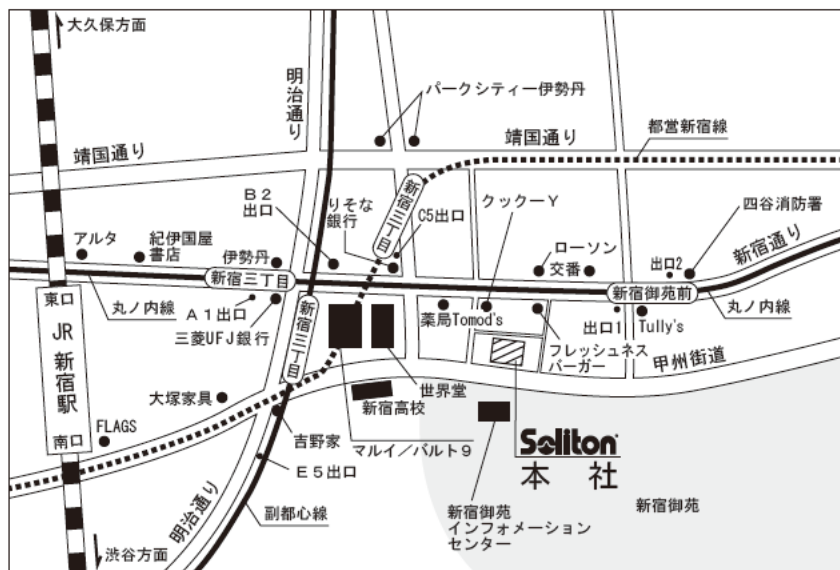
株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区新宿二丁目4番3号

株式会社ソリトンシステムズ

本社 7階ホール

TEL 03-5360-3801



交通○東京メトロ丸ノ内線、副都心線

「新宿三丁目」下車（A1出口）徒歩4分

「新宿御苑前」下車（1番出口）徒歩3分

○都営新宿線

「新宿三丁目」下車（C5出口）徒歩3分

○JR山手線

「新宿」南口下車 徒歩8分

（注）駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。